

(1) 重点的フォローアップ事項

1. 健康・医療分野の実施状況等について

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
①新たな保険外併用の仕組みの創設									
1	困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設	<p>困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用などを迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養(仮称)」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。</p> <p>①安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築 未承認の診療に関する豊富な知見を有する臨床研究中核病院と患者に身近な地域の医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら、患者からの申出に係る診療をできる体制を構築する。</p> <p>具体的には、「患者申出療養(仮称)」としての前例がある診療については、臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関(予定協力医療機関)が、患者からの申出を受け、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請(共同研究の申請)する。申請から原則2週間で臨床研究中核病院が判断し、受診できるようにする。</p> <p>前例がない診療については、臨床研究中核病院が患者からの申出を受け、国に対して申請する。申請から原則6週間で国が判断し、受診できるようにする。このとき、患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関(協力医療機関)として申請(共同研究の申請)する場合は、その医療機関で受診できるようにする。</p> <p>その際、国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や手続を迅速かつ効率的に進めるため、運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討する。</p>	平成27年度措置(次期通常国会に関連法案の提出を目指す)	厚生労働省	措置済	平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行(平成28年4月1日)に伴い、平成28年3月4日付けで関係法令の改正、関係通知の発出を行った。	患者申出療養評価会議を開催し、実際の申出等に基づいて議論するとともに、患者申出療養の実施状況の把握、公表等を行う。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおりに実施されている。具体的な運用状況について継続的にフォローを行う。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
		<p>②対応医療機関の充実 臨床研究中核病院は、15か所に限定することなく、要件を満たせば追加していく。 臨床研究中核病院が申請時に対応医療機関(共同研究の予定協力医療機関)のリストを添付し、患者が身近に受診できる医療機関を周知する。 臨床研究中核病院の承認により、対応医療機関(協力医療機関)を随時追加する。この旨、厚生労働省からも要請する。</p> <p>③保険収載に向けた実施計画の作成及び実施計画の対象外の患者への対応 「患者申出療養(仮称)」においても、保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成し、国において確認するとともに、実施に伴う重篤な有害事象や実施状況、結果等について報告を求める。 また、実施計画の対象外の患者から申出があった場合は、臨床研究中核病院において安全性、倫理性等について検討を行った上で、国において専門家の合議により実施を承認する。</p>							

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
②介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットィング確立									
1	財務諸表の情報開示	厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置の上システム構築を開始	厚生労働省	措置済	社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図ること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。 また、システム構築に必要な予算(27年度補正予算)を措置し、システム構築に係る手続を開始した。		解決	閣議決定どおりに実施されている。
2	補助金等の情報開示	厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。	電子開示システムの構築に合わせて措置	厚生労働省	措置済	社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図ること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。 また、システム構築に必要な予算(27年度補正予算)を措置し、システム構築に係る手続を開始した。		要 フォ ロー 継続	閣議決定どおりに実施されている。電子開示システムの構築が完了するまで継続的にフォローを行う。
3	補助金等の情報開示	厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	平成28年3月31日付けで、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する通知を发出した。		解決	閣議決定どおりに実施されている。
4	役員報酬等の開示	厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額(役員報酬以外の職員としての給与等も含む)の開示を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	社会福祉法人に対して理事等に対する報酬等の支給基準や役員区分ごとの報酬等の公表を義務付けること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。		要 フォ ロー 継続	閣議決定どおりに実施されている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
5	内部留保の明確化	厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	貸借対照表上の純資産の額から事業を継続するために必要な財産の額を控除した額を再投下可能な財産額(社会福祉充実残額)と位置付け、社会福祉充実残額のある法人は、社会福祉充実計画を作成し、社会福祉事業の拡充等に計画的に再投資すること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。		要 フォ ロー 継続	閣議決定どおりに実施されている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。
6	経営管理体制の強化	厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	議決機関としての評議員会を必置化するとともに、理事・理事会・評議員・評議員会等の権限・義務・責任等を法令上明記すること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。		解決	閣議決定どおりに実施されている。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
7	経営管理体制の強化	厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。	(第三者評価のガイドライン) 平成26年度措置 (介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標) 平成27年度措置 (保育所の第三者評価の受審率の数値目標) 子ども・子育て支援新制度の施行までに措置	厚生労働省	①措置済 ②措置済 ③措置済	①第三者評価のガイドラインについては、平成26年4月、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について(平成26年4月1日雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号)を発出し、福祉サービス種類に関わらず、共通する領域の評価基準ガイドライン等の見直しを行った。 ② 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護及び訪問介護における福祉サービス第三者評価事業の受審率の引上げを目指し、「前年度以上の受審率」を目標とすることとし、平成28年3月7日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、介護施設等に対して本事業の積極的な受審を促すよう地方自治体へ周知を行った。 ③平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標とし、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとした。		解決	閣議決定どおりに実施されている。
8	経営管理体制の強化	厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して会計監査人の設置を義務付けること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。		解決	閣議決定どおりに実施されている。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
9	所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	厚生労働省	措置済	「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化や運営の透明性の向上が図られたことを踏まえ、所轄庁による指導監督の機能強化を図る観点から、監査のガイドラインや監査を担う人材の育成プログラムの策定に係る工程表を策定した。	工程表に基づき監査ガイドライン等を策定する予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。監査ガイドライン等の策定が完了するまで継続的にフォローを行う。
10	所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	所轄庁は社会福祉法人が法令等に違反した場合や、法人運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。		解決	閣議決定どおりに実施されている。
11	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならないこと、貸借対照表上の純資産の額が事業の継続に必要な財産額を超える法人については、社会福祉充実計画を作成しなければならないこと等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。		要 フォ ロー 継続	閣議決定どおりに実施されている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。
12	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付け先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	平成27年4月17日付けで、地域における公益的な取組の実施を要請する通知を発出した。		解決	閣議決定どおりに実施されている。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
13	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならないとする責務規定を設け、指導監督の対象とすること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。		解決	閣議決定どおりに実施されている。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
③保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの整備									
1	保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入	現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。	平成26年度 検討・結論、 結論を得次 第措置	厚生労働省	未措置	平成26年6月の「規制改革実施計画」の閣議決定以降、この仕組みについて、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び厚生労働省の三者で必要となるシステム改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等に関する検討を行い、案を作成したところである。 なお、今後は、当面、本仕組みについて、委託契約を結ぶ当事者である健康保険組合連合会と支払基金において検討することとなるが、当該案を保険者(健康保険組合)に説明したところ、複数の課題が残っているため、健保連のもとに検討グループが立ち上げられ、厚労省も交えて、主に実務的な面から更に詰めが行われ、平成27年9月には中間とりまとめが行われた。 中間とりまとめでは、「現時点での検討における当該制度によるレセプトの審査・点検にかかる全体の費用削減効果は、10%のレセプトが対象となったとしても限定的となる見込みである。」とされた。 また、「今後、当該制度に多くの保険者が参加し、真に有効な制度として構築していくためには、診療報酬(体系・点数表)、審査支払等の在り方の検討を進め、前提となる支払基金の体制の在り方(支払基金法の改正等)、点検水準維持のための施策等についてのさらなる検討が必要。」とされた。	現在、規制改革会議健康・医療WGからの「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」に係る指摘を踏まえ、今後、厚労省内に外部有識者による検討会を開催し、これからの審査の在り方等について検討することとしている。 この検討会の議論を踏まえ、今回の提案に関する、新たな提案、論点等が示された場合は、健保連に設置された検討グループにおいて引き続き内容を詰めることになる。	要 フオ ロー 継続	平成28年4月から、厚生労働省に新たに設置された検討会において、審査支払機関の組織を含む診療報酬の審査の在り方についてゼロベースでの見直しを検討されている。平成26年6月の閣議決定は、現行の審査体制を前提として本仕組みの導入を決定したものであるため、上記検討会の結論を踏まえ、本仕組みの在り方について再度検討が必要。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
④医薬分業推進の下での規制の見直し									
1		地域包括ケアの推進において、薬局及び薬剤師が薬学的管理・指導を適切に実施する環境を整える観点から、かかりつけ薬局の要件を具体的に明確化するなど、薬局全体の改革の方向性について検討する。	平成27年度 検討・結論	厚生労働省	措置済	平成27年10月23日に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表した。	-	解決	閣議決定どおりに実施されている。
2		薬局の機能やサービスに応じた診療報酬となるように、調剤報酬の在り方について抜本的な見直しを行い、サービスの質向上と保険財政の健全化に資する仕組みに改める。門前薬局の評価を見直すとともに、患者にとってメリットが実感できる薬局の機能は評価し、実際に提供したサービスの内容に応じて報酬を支払う仕組みに改めるなど、努力した薬局・薬剤師が評価されるようにする。	平成27年度 検討・結論、 次期診療報酬 改定にお いて措置	厚生労働省	措置済	平成28年度診療報酬改定において、 ・かかりつけ薬剤師・薬局の評価 ・いわゆる門前薬局の評価の見直し ・対物業務から対人業務への構造的な 転換を進めるための調剤料の見直しな どの対応を行った。	薬局に係る対物業務から対人業務への 転換を促すための措置の影響を調 査・検証し、調剤報酬の在り方について 引き続き検討していく。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおりに実施されている。 具体的な運用状況について継続 的にフォローを行う。
3	薬局における診療報酬とサービスの在り方の見直し	薬局においてサービス内容とその価格を利用者に分かりやすく表示し、利用者が薬局を選択できるようにする。さらに、利用者がサービスごとに利用の可否を選択できるよう、提供されたサービスを利用者が確認することも含めてサービスの提供の在り方を検討する。	平成27年度 検討・結論、 平成28年度 措置	厚生労働省	措置済	平成28年度診療報酬改定において、 薬局が患者に対してサービスの内容を 分かりやすく提供できるよう、調剤報酬 点数表の一覧等について、薬剤を交付 する窓口等、患者が指導等を受ける際 に分かりやすい場所に掲示することを 規定した。 平成28年度診療報酬改定に新設され た、かかりつけ薬剤師指導料及びかか りつけ薬剤師包括管理料については、 算定にあたり、患者の同意を求め、同 意を得る際に費用も含めて説明するこ とを規定した。	-	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおりに実施されている。 具体的な運用状況について継続 的にフォローを行う。
4		リフィル処方箋の導入や分割調剤の見直しに関する検討を加速し、結論を得る。	平成27年度 検討・結論	厚生労働省	措置済	平成28年度診療報酬改定において、 患者の服薬管理が困難である等の理 由により、医師が処方時に指示した 場合には、薬局において分割調剤を 実施することを規定した。	-	解決	閣議決定どおりに実施されている。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
5	政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し	医薬分業の政策効果について、医薬品による治療の安全性向上と保険財政の効率化の観点から、定性・定量両面で検証を行い、検証結果等を踏まえて、今後の医薬分業推進における政策目標や評価指標を明確化する。	平成27年度 検討・結論	厚生労働省	措置済	服薬情報の一元的・継続的な管理の実施状況を効果的に把握できるものとなるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の体制整備状況や薬学的管理・指導の実施状況等を複合的に把握する指標を設定した。	-	解決	閣議決定どおりに実施されている。
6		政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28 年度検討・ 結論、平成 29年度措置	厚生労働省	検討中	上記の通り指標を設定した。	今後、政策評価に盛り込むなどとして、進捗状況を的確に把握することとしている。	要 フォ ロー 継続	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
7	保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立	医薬分業の本旨を推進する措置を講じる中で、患者の薬局選択の自由を確保しつつ、患者の利便性に配慮する観点から、保険薬局と保険医療機関の間で、患者が公道を介して行き来することを求め、また、その結果フェンスが設置されるような現行の構造上の規制を改める。 保険薬局と保険医療機関の間の経営上の独立性を確保するための実効ある方策を講じる。	平成27年度 検討・結論、 平成28年度 措置	厚生労働省	措置済	平成28年1月27日の中央社会保険医療協議会において、保険医療機関と保険薬局の一体的な構造に係る解釈等について、独立性と患者の利便性の向上の両立の観点からの見直しを行った。	-	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおりに実施されている。 周知期間を経て、平成28年10月から施行されるため、施行後の具体的な運用状況について継続的にフォローを行う。
8	ICT技術を活用した服薬情報の一元化	ICTの有効活用により、患者自身及び薬局が服薬情報の管理を行い、他の薬局及び医療機関等と情報連携をより効果的、効率的に行うことができる仕組みの構築について検討し、結論を得る。	平成27年度 検討・結論	厚生労働省	措置済	電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討会を開催し、その報告書を踏まえて、全国の薬局で患者等が電子版お薬手帳を円滑に利用できるようにするための留意事項(標準フォーマットへの準拠等)について、平成27年11月27日に運営事業者等に通知を発出した。	-	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおりに実施されている。 具体的な運用状況について継続的にフォローを行う。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑤市販品と類似した医療用医薬品(市販品類似薬)の保険給付の在り方等の見直し									
1	市販品と類似した医療用医薬品(市販品類似薬)の保険給付の在り方等の見直し	市販品類似薬を含めた医療用医薬品の給付及び使用について、残薬削減等による保険給付の適正化の観点から次期診療報酬改定に向けて方策を検討し、結論を得る。その際、特に市販品類似薬については負担の不公平が生じやすいとの指摘を踏まえ、実効性のある適正給付の在り方を検討する。	平成27年度 検討・結論	厚生労働省	措置済	平成27年10月に社会保障審議会医療保険部会で、平成27年12月に中央社会保険医療協議会で議論した。 一度に大量の湿布薬が処方されている例が一定程度あることや、その状況が地域によって様々であることといった状況に対応し、保険給付の適正化の観点から、平成28年度診療報酬改定において、湿布薬について1処方につき原則70枚の処方制限を行うこととした。 ※やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方せん等に記載することにより処方可能な取扱いとした。	-	解決	閣議決定どおりに実施されている。
2		これまでの診療報酬改定で対応したビタミン剤とうがい薬の医療費適正化の検証として、例えば医療機関別、地域別等の観点から給付額の増減について調査を行い、結果を公表する。	平成27年度 措置	厚生労働省	措置済	平成27年12月11日開催の中央社会保険医療協議会総会において、「脂溶性ビタミン剤の薬剤料の推移」「薬局調剤におけるビタミンA及びD剤の薬剤料の推移」「薬局調剤におけるうがい薬の薬剤料の推移」を公表した。	-	解決	閣議決定どおりに実施されている。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑥遠隔診療推進のための仕組みの構築									
1	遠隔診療推進のための仕組みの構築	遠隔診療の推進が政府の健康・医療戦略として位置付けられていることから、厚生労働省は、医療資源の適正化や産業振興の観点からも、遠隔診療を主体的に推進し、遠隔医療技術に関する評価及び学会との連携の強化等、安全性・有効性に関するエビデンスを積極的に確立する仕組みを構築する。	平成27年度 検討・結論、 平成28年度 措置	厚生労働省	未措置	平成27年6月から11月に開催された総務省、厚生労働省両政務官の共同懇談会「クラウド時代の医療ICTの在り方に関する懇談会」において、遠隔診療の在り方について議論し、在宅医療における遠隔診療のニーズが高い一方で、臨床研究の不足等の課題が挙げられた。そのため、今後は、厚生労働科学研究を積極的に活用し、遠隔診療技術について有効性、安全性に関するエビデンスの収集を行うこととし、平成27年度には、在宅医療における遠隔診療の実施指針策定のための実地調査等を行うとともに、遠隔モニタリングに関するエビデンスを収集するため、「遠隔モニタリング(在宅酸素療法、CPAP療法等)に関する有効性、安全性等に関する研究」を採択した。	厚生労働科学研究を活用して遠隔診療技術に関するエビデンス収集を推進することとし、平成28年度には関連学会と連携しつつ、在宅医療における遠隔診療の実施指針を策定するとともに、医療の質向上等が図れる臨床モデルや評価指標等を構築した上で、遠隔モニタリング技術に関しての有効性、安全性等に関するエビデンスを収集し成果をまとめる。また、成果を活用し、エビデンスの集積に向け、関係学会の取組を支援し、遠隔診療を適切に評価する。	要 フォ ロー 継続	概ね閣議決定どおりに進行しているが、遠隔診療推進における安全性・有効性に関するエビデンスの収集が開始されて間もないことや、先端技術を利用した長期的ロードマップを描いていることから、具体的な制度的措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
2		医療資源の適正化や産業振興の観点から重点的な推進が求められる遠隔診療技術について、その具体的な推進策を取りまとめる。	平成27年度 検討・結論	厚生労働省	措置済	平成27年6月から11月に開催された総務省、厚生労働省両政務官の共同懇談会「クラウド時代の医療ICTの在り方に関する懇談会」において、最新のICT技術を医療分野に活用する方策を検討し、遠隔診療における8K技術の活用可能性や普及への技術的課題を取りまとめ、今後、課題解決のための実証事業を実施することとした。 (具体的な推進策は上欄のとおり)	遠隔診療における8K技術の活用、普及にあたっての課題解決に向け、総務省と連携しつつ、データの円滑な送受信等を実現するために必要となる技術的要件等の実証を行い、新たな技術を活用した遠隔診療の更なる普及を図る。 (具体的な推進策は上欄のとおり)	解決	推進策の取りまとめは行われたが、平成28年4月14日に健康・医療WGIにおいてフォローアップを実施したところ、将来における8K技術の活用や普及に向けた課題を取りまとめる以前に、現状利用可能な技術の中で遠隔診療の推進をできるだけ早く目指すべきとの意見が委員から出された。上記「30」欄のとおり、具体的な制度的措置が完了するまで継続的にフォローを行う。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑦特定保健用食品における審査手続きの見直し									
1	特定保健用食品における審査手続きの見直し①(同時並行審査方式への見直し)	消費者庁は、特定保健用食品の審査の手順について、消費者委員会、食品安全委員会及び厚生労働省の審査を同時並行で行う方式への変更を検討し、必要な措置を行う。	平成27年措置	消費者庁 内閣府 厚生労働省	措置済	特定保健用食品の審査の手順について、消費者委員会、食品安全委員会及び厚生労働省の審査が同時並行で行われる仕組みに見直すことを内容とする「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について(平成27年12月24日付け消食表第646号)を都道府県等へ発出した。	左記通知等を基に制度を適切に運用していくこととしている。	解決	閣議決定どおりに実施されている。
2	特定保健用食品における審査手続きの見直し②(製品見本の試験検査時期の自由化)	消費者庁は、製品見本の試験検査について、審査により試験検査が無駄になった場合や再検査が必要になった場合でも、試験検査の手数料は返却しない旨を申請者が承諾すれば、許可申請後いつでも試験検査依頼を行えるようにする。	平成27年措置	消費者庁	措置済	「特定保健用食品の表示許可等について」に関し、試験検査について、許可申請後いつでも実施できる仕組みに見直すことを内容とする改正を行い、「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について(平成27年12月24日付け消食表第646号)を都道府県等へ発出した。	左記通知等を基に制度を適切に運用していくこととしている。	解決	閣議決定どおりに実施されている。
3	特定保健用食品における審査手続きの見直し③(消費者庁による許可要件の判断基準の明確化)	消費者庁は、特定保健用食品の許可要件の判断基準について、以下の点を「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」又はそのガイドラインにおいて明確化する。 (1) 当該申請食品がその摂取者に与える影響に係る科学的知見に基づいて判断を行うこと (2) 許可要件「食生活の改善が図られ、健康の維持増進に寄与することができるものであること」以外の要件を全て満たす場合において、不許可の判断を行う場合は、十分な科学的知見に裏付けられた相当程度に明確かつ直接的な根拠に基づいて行うこと (3) (1)、(2)の場合の「科学的知見」とは、「許可判断時点における医学・栄養学等の諸学問の水準を初めとした、その他食品の安全性及び効果を判断するに当たって影響を及ぼし得る科学的知識であり、かつ、客観的に社会に存在するもの」であること	平成27年措置	消費者庁	措置済	特定保健用食品の許可要件の判断基準を明確化することを内容とする「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について(平成27年12月24日付け消食表第646号)及び「特定保健用食品に関する質疑応答集について」(平成28年1月8日付け消食表第5号)を都道府県等へ発出した。	左記通知等を基に制度を適切に運用していくこととしている。	解決	閣議決定どおりに実施されている。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4	特定保健用食品における審査手続の見直し④(適切な標準的事務処理期間の設定)	消費者庁は、審査全体での事務処理期間を勘案の上、消費者庁における標準的事務処理期間を短縮する。あわせて、消費者庁は、標準的事務処理期間内処理の達成状況や達成に向けた取組を公表する。	(標準的事務処理期間の短縮) 平成27年措置 (標準的事務処理期間内処理の達成状況や取組の公表) 平成28年度措置	消費者庁	措置済	特定保健用食品に係る標準的事務処理期間を短縮することを内容とする「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について(平成27年12月24日付け消費表第646号)を都道府県等へ発出した。	発出した通知等を基に制度を適切に運用していくこととしている。	解決	閣議決定どおりに実施されている。
5		消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、申請書類が提出された特定保健用食品の審査について、審査全体での事務処理期間を勘案した上での適切な標準的事務処理期間の設定について検討し、平成27年中に結論を得るよう要請する。あわせて、消費者委員会による標準的事務処理期間内処理の達成状況及び達成に向けた取組の公表を検討し、平成27年中に結論を得るよう要請する。	平成27年度上期措置	内閣府	措置済	消費者委員会新開発食品調査部会、評価第一・第二調査会に対し、標準的事務処理期間の設定について要請した。平成27年12月18日の新開発食品調査部会において「特定保健用食品個別審議に係る標準処理期間について」を決定し、消費者委員会委員長の同意を経て、同日、公表した。		解決	閣議決定どおりに実施されている。
6	特定保健用食品における審査手続の見直し⑤(審査手続の予見性向上)	消費者庁は、消費者委員会及び食品安全委員会と連携し、いつ申請すればいつ各委員会で審査が開始されるか「見える化」を図る。	平成27年措置	消費者庁 内閣府	措置済	消費者庁ウェブサイト、①申請から許可までの許可手続の流れ、②消費者委員会及び食品安全委員会の審査の標準的事務処理期間等の関係する情報を一元的に集約した資料を掲載し、審査手続の予見性を高めるための取組を実施した。	審査の状況等を踏まえ、審査手続の予見性を高めるための取組を検討していく。	要 フ オ ロ ー 継 続	閣議決定どおりに進行しているが、申請者にとって審査手続の予見性がより高まるような具体的なスケジュールを明確にするよう平成28年1月21日の健康・医療WGフォローアップにて依頼したため、経過を注視。
7		消費者庁は、審査開始時期の見通しを申請者に示す。	平成27年措置	消費者庁	措置済	個別の品目の審査状況について、許可申請者に対し、消費者庁から適宜連絡することを「特定保健用食品に関する質疑応答集について」(平成28年1月8日付け消費表第5号)において明記した。	発出した質疑応答集を基に制度を適切に運用していく。	解決	閣議決定どおりに実施されている。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
8	特定保健用食品における審査手続の見直し⑥(消費者委員会による申請者への議事録開示)	消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、申請商品の審査に関する該当箇所の議事録の申請者への速やかな開示を検討し、平成27年度上期中に結論を得るよう要請する。	平成27年度 上期措置	内閣府	措置済	消費者委員会新開発食品調査部会、評価第一・第二調査会に対し、議事録の申請者への開示について要請した。平成27年12月18日の新開発食品調査部会の議事録から申請者への開示を開始し、当該会議分を平成28年1月20日に申請者に送付した。これ以降、第一調査会・第二調査会の議事録も含めて、順次、申請者に開示している。		解決	閣議決定どおりに実施されている。
9	特定保健用食品における審査手続の見直し⑦(消費者委員会による議事録の公開)	消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、新開発食品評価調査会の議事録について、必要な処理をした上で公開することを検討し、平成27年度上期中に結論を得るよう要請する。	平成27年度 上期措置	内閣府	措置済	消費者委員会新開発食品調査部会、評価第一・第二調査会に対し、議事録の開示基準の見直しについて要請した。平成27年12月18日の新開発食品調査部会において「新開発食品調査部会及び調査会議事録の公開基準について」を決定(一部改定)し、消費者委員会委員長の同意を経て、同日、公表した。これ以後に開催された調査部会、評価第一・第二調査会の議事録は、同じ基準で公開している。		解決	閣議決定どおりに実施されている。
10		消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、新開発食品調査部会及び新開発食品評価調査会の議事録公開の時期について、食品安全委員会の安全性審査に関する議事録公開と同等の期間(1か月以内)とすることを検討し、平成27年度上期中に結論を得るよう要請する。	平成27年度 上期措置	内閣府	措置済	平成27年2月以降、会議開催から1か月以内に議事録を公開している。		解決	閣議決定どおりに実施されている。
11	特定保健用食品における審査手続の見直し⑧(特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の法令上の位置付けの明確化)	特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の審査については、現在の運用実態に合わせ、内閣府令上も明確化する。	平成28年度 上期措置	消費者庁 内閣府	検討中	現在、内容の検討を行っているところ。	引き続き検討を実施していく。	要 フォ ロー 継続	検討中のため、引き続き検討の経過を注視。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
12	特定保健用食品における審査手続の見直し⑨(特定保健用食品(規格基準型)の要件の見直し)	消費者庁は、特定保健用食品(規格基準型)として認める関与成分の条件について、平成21年5月29日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で了承されたスクリーニング基準を参考に、食品形態等に関する要件や定期的な見直しも含めて検討し、政令、府令又は通知で定める。	平成28年度 上期措置	消費者庁 内閣府	検討中	現在、内容の検討を行っているところ。	引き続き検討を実施していく。	要 フォ ロー 継続	検討中のため、引き続き検討の経過を注視。
13	特定保健用食品における審査手続の見直し⑩(特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の保健の用途の表示の確認の省略)	特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の保健の用途の表示が医薬品的な表示に抵触しない旨を既に確認している関与成分については、既に許可を受けた表示と同一の表示を行う場合に限り、確認を省略できる運用とする。	平成27年措 置	消費者庁 厚生労働省	措置済	消費者庁と厚生労働省の間で、現行の特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)として許可を受けようとするものについては、消費者庁から厚生労働省への意見聴取が行われたものとして取り扱うこととする運用の見直しを平成27年12月に措置した。	当該措置の内容に沿って、制度を適切に運用していく。	解決	閣議決定どおりに実施されている。

2. 雇用分野の実施状況等について

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑧一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備									
1	一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備	労働移動支援助成金が事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく事業転換・再編においても活用できることを明確にして周知を図る。あわせて、そのような場合において、失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く仕組みについて検討を行う。 また、支援の対象となる労働者については、雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様の取扱いがなされるようにすることを含め、いかなる支援が可能かについて検討を行う。	平成27年度中に結論。結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	措置済	①労働移動支援助成金(再就職支援助成金)は、事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく、事業転換・再編においても活用できることを、厚生労働省のホームページ等で明確にし、周知。 ②早期の再就職支援を開始するインセンティブを働かせるため、平成28年4月から、再就職支援奨励金について、休暇付与支援の日額を1000円上乘せ、また、上限日数を180日に拡充予定。 ③平成28年3月25日に各都道府県労働局に対し事務連絡を発送し、事業主や労働者に対して再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当する旨を周知するよう指示。また、ハローワークインターネットサービス「特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲の概要」において、再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当することを明記するため、ホームページを更新。(システム改修中)	①再就職援助計画のパンフレットを活用した周知を、平成28年度の早い段階で実施予定。 ②労働移動支援助成金について、失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く更なる仕組みについて検討。 ③各都道府県労働局、各ハローワークにおいて、再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当する旨を引き続き周知。 ホームページの更新は、平成28年4月中に行われる予定。	要 フォ ロー 継続	失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く更なる仕組みの検討等について、引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく必要がある。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑨雇用仲介事業の規制の再構築									
1	雇用仲介事業の規制の再構築	雇用仲介事業の規制について、厚生労働省で開催されている雇用仲介事業等の在り方に関する検討会において、『雇用仲介事業の規制の再構築』に関する意見(平成27年1月28日規制改革会議)にも掲げられた下記の観点を含め、検討を行う。 a 事業者間の連携・協業を促進し、利用者の立場に立ったマッチングを実現する規制改革 b 時代の変化に即した規制体系への抜本的改革 c 縦割りとなっている雇用仲介サービスに係る法制の垣根の解消	平成28年夏までに検討会取りまとめ。その後、労働政策審議会において検討を行い、結論を得次第速やかに措置。ただし、法律改正を伴わない事項については、個々に検討を行い、平成28年夏を待たずに、可能なものから措置	厚生労働省	検討中	○平成27年3月31日に学識経験者からなる「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」を設置し、有料職業紹介事業等の規制の今後の在り方について、法的・制度的な観点から専門的な検討を開始し、これまで13回開催したところ。	平成28年4月以降さらに議論を深めていく予定。	要 フォ ロー 継続	「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」における検討等について、引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく必要がある。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑩労使双方が納得する雇用終了の在り方									
1	労使双方が納得する雇用終了の在り方	現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。 a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。 b 労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。 c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」(平成27年3月25日規制改革会議)に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。	a及びb 平成27年度検討・結論。結論を得次第速やかに措置 c 平成27年中、可能な限り速やかに検討開始	a 厚生労働省 b及びc 厚生労働省及び法務省	a措置 b措置 c検討中	a 平成27年3月26日付け事務連絡「紛争調整委員会によるあっせんの参加率向上のための留意事項について」を都道府県労働局総務部長あてに発出し、各労働局において、あっせんの参加勧奨を実施してきた。 平成27年10月から11月にかけて、一部の労働局に対して業務指導を行い、対象となった労働局における参加勧奨の実施状況を確認した。 その業務指導の結果を踏まえて、平成28年2月1日付地発0201第2号「平成27年度個別労働紛争解決業務及び使用者による障害者虐待防止業務に係る業務指導結果について」を都道府県労働局長あてに発出し、各労働局に必要な指示を行い、改めて積極的な参加勧奨の実施を促した。 b 厚生労働省と法務省が連携し、次の取組を行うこととした。 ・都道府県労働委員会の取組等を周知するためパンフレットを作成。法テラス、地方裁判所等に配布し、法テラス等においても活用。 ・都道府県労働委員会のあっせんの打ち切り時に円滑に司法的解決手段の利用につなげられるよう、紛争解決機関等の一覧や特徴等を都道府県へ情報提供。 ・都道府県労働委員会と司法関係者との研修等における協力を推進。 c 平成27年10月に「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を開催し、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者を幅広く参集した上で、 ・既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策や、 ・解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性 について検討を進めているところ。	a 都道府県労働局で行っているあっせんへの使用者側の参加率向上については、都道府県労働局に対し、参加率の向上を図るよう、必要な指示を行い、措置を講じている。 今後もあっせんの参加勧奨を継続して実施するとともに、平成27年度の実績について、平成28年度に集計し、必要に応じて更なる参加勧奨の方策について検討予定。 b 速やかにパンフレットの配布や関係団体への協力要請等を行っていく。 c 検討会において可能な限り早期に結論を出し、労働政策審議会の議論を経た上での所要の制度的措置を講じる予定。	要 フォ ロー 継続	「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」における検討等について、引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく必要がある。

3. 農業分野の実施状況等について

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
①農地中間管理機構の機能強化									
1	農地中間管理機構の創設	農地中間管理機構の創設に際しては、以下の諸点を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律を提出する。 ・ 国、都道府県及び農地中間管理機構の権限と責任の明確化 ・ 農地中間管理機構の機能にふさわしい体制 ・ 既存の制度の整理・合理化 ・ 事業目的に資する農地の借受け ・ 貸主に対する財政的措置の在り方 ・ 農地中間管理機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールの明確化 ・ 農地中間管理機構の職務執行を監視・監督する機関の設置 ・ 農地中間管理機構の業務の再委託の禁止	措置済み	農林水産省	措置済	平成26年11月までに全都道府県で農地中間管理機構が設立された。 初年度(平成26年度)の実績については、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部等で評価が行われ、機構を軌道に乗せるための方策についても整理されたところ。これに基づき、各都道府県で改善策が講じられているところ。	毎年度、機構の実績の検証・評価をしつつ、農地中間管理機構の本格稼働による着実な担い手への農地の集積・集約化を進める。	要 フォ ロー ー 継続	実際の運用状況について要フォーロー
2	農地中間管理機構の実績等の公表	各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表する。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	措置済	各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表した。(平成27年6月19日)	各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績について、毎年度、ランク付けとともに公表する。		
3	農地中間管理機構の体制の改善	農地中間管理機構・都道府県に対し、抜本的な意識改革と役員等の体制整備を求めるとし、それを踏まえて改善した農地中間管理機構における役員や現地で農地集積のコーディネートを担当する者の配置(業務委託先における担当者も含む。)等の体制を公表するよう農地中間管理機構等に要請する。 あわせて、農地中間管理機構等に対し、そうした改善状況を国に報告するよう求めるとともに、その内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請する。 さらに、市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請する。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	措置済	国から各都道府県・機構に対し、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部等で決定された機構を軌道に乗せるための方策に基づき、改善策を講じるよう要請した。 各都道府県・機構においては、これに基づき、 ① 機構の意識改革と役員体制の改善 ② 現場でコーディネートを担当する者の増員 ③ 地域の担い手との話し合いの推進 ④ 農地整備事業との連携の強化等が進められているところである。	毎年度、機構の実績の検証・評価をしつつ、農地中間管理機構の本格稼働による着実な担い手への農地の集積・集約化を進める。		

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4	農地の集積・集約化の環境整備	農地中間管理機構の農地の集積・集約化のインセンティブを高めるため、各都道府県の農地中間管理機構の優良事例を集めて、都道府県及び各農地中間管理機構の間で共有した上で、農業基盤整備との連携を強化するとともに実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する等、リーダーシップを発揮すべき都道府県知事に対して農地の集積・集約化を促す仕組みを構築する。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	措置済	各都道府県機構の初年度(平成26年度)の優良事例を取りまとめ、公表した。 農業基盤整備との連携については、27年10月1日時点で、920地区で農地整備事業と機構との連携が図られている。	引き続き、優良事例の横展開や農地基盤整備事業との連携強化等を図る。		
5		農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行うため、市町村ごとの人・農地の状況に関する情報が適時に収集され、公表される仕組みを構築する等、市町村・農業委員会による出し手の発掘に向けた取組を促す。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	措置済	市町村・農業委員会の真摯な取組を促すため、都道府県に対し、市町村ごとの人と農地の状況を調査して公表するよう、要請した。	毎年、市町村ごとの人と農地の状況を公表する。		
6	農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化	農地中間管理機構と農地の集積・集約化を担う既存の組織の役割の明確化について、初年度における実績を精査し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討する。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	検討中	農地中間管理機構の初年度(平成26年度)の実績に加え、農地利用集積円滑化団体など既存の組織の実績について調査した。	引き続き、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討を進める。		
7	遊休農地等に係る課税の強化・軽減等	農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、また、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、政府全体で検討する。	平成27年度検討、可能な限り早期に結論を得る	農林水産省	措置済	地方税法を改正し、(1)農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した遊休農地の課税の強化と、(2)所有する全農地を機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する措置をセットで講ずることとした。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		
8	転用利益の地域の農業への還元	農地転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について、 ①有識者からなる検討会を開催し、関係者へのヒアリング、アンケート調査等を行いつつ検討を進める。 ②検討会において①の検討を踏まえた論点整理を行う。	①平成27年度検討 ②平成28年度早期論点整理	農林水産省	①措置済 ②検討中	・有識者からなる「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」を開催し、関係者へのヒアリング及びアンケート調査を実施しつつ、論点整理に向けて検討を進めているところ。	・検討会において、関係者へのヒアリング及びアンケート調査等を踏まえて検討し、論点整理を行う予定。	要 フォ ロ ー 継続	「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」における論点整理並びにその後の検討及び結論について要フォロー

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
9	転用利益の地域の農業への還元	農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める。	平成26年度 検討開始	農林水産省	措置済	・有識者からなる「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」を開催し、関係者へのヒアリング及びアンケート調査を実施しつつ、論点整理に向けて検討を進めているところ。	・検討会において、関係者へのヒアリング及びアンケート調査等を踏まえて検討し、論点整理を行う予定。		

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑫農協法等一部改正法(農協法、農地法、農業委員会法の改正等)に基づく諸改革の確実な実施									
1	選挙・選任方法の見直し	農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引上げを検討するものとする。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措 置が必要な ものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指 す	農林水産省	措置済	左記内容のうち法律上の措置が必要なものを盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。	要 フォ ロー ー 継続	実際の運用状況について要フォー
2	農業委員会の事務局の強化	農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。	平成26年度 検討・結論、 平成27年度 措置	農林水産省	措置済	市町村長は農業委員会が行う知識・経験を有する職員の確保や資質の向上に向けた取組に協力するよう務めなければならない旨を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		
3	農地利用最適化推進委員の新設	農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員(仮称)の設置を法定化する。なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの中で支給することを検討する。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措 置が必要な ものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指 す	農林水産省	措置済	左記内容のうち法律上の措置が必要なものを盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4	都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し	農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開、法人化の推進、法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援、新規参入の支援等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		
5	遊休農地対策	農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省	措置済	農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等について、着実な実施を図るため、助言、支援等を実施。 また、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みを盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		
6	情報公開等	農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。 また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実に行い、農地ごとにその利用状況を公表する。 農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省	措置済	農業委員会の業務の執行状況の公表については、本内容を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。 農地の利用状況調査は、法令上毎年必ず実施しなければならないこととされており、通知でもその旨を周知徹底しているところ。 また、農地ごとの利用状況をインターネット上で公表する農地情報公開のシステムを整備した。 さらに、農林水産省は、各農業委員会の業務の執行状況をホームページ上で公表することとし、都道府県農政部局にも同様の取組を行うよう要請済。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)に伴い、農林水産省及び都道府県農政部局は、各農業委員会の業務の執行状況について情報公開を実施するとともに、当該情報を基に助言、支援等を実施予定。 利用状況調査の実施については、引き続き周知及び指導を継続。 平成28年4月から、最新の農地情報をより速やかに反映できるシステムの運用を開始し、今後更なる機能改良を予定。	要 フォ ロー 継続	実際の運用状況について要フォロー

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
7	農地情報公開システムの機能向上	各農業委員会で整備している農地情報公開システムの一元に際しては、引き続き農地中間管理機構等のシステム利用者等との協議を通じてそのニーズを把握した上で、利便性・効率性を更に向上させるとともに、現況に基づく最新の農地情報(耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付けに関する所有者の意向等)をより速やかに反映できるシステムを構築し、運用を開始する。	平成27年度検討開始、平成28年度措置	農林水産省	措置済	農地中間管理機構等のシステム利用者等のニーズを把握し、農地情報の検索機能の使い勝手の改善等の改修を実施したところである。 また、現況に基づく最新の農地情報をより速やかに反映できるシステムの構築を終了したところである(28年4月から、最新の農地情報をより速やかに反映できるようにしたシステムの運用を開始することとしている。)	—		
8	中央会制度から新たな制度への移行	農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。 ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	農協法上の中央会制度の廃止等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		
9	全農等の事業・組織の見直し	全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。 その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	全農・経済連が農協出資の株式会社に転換することを可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
10	単協の活性化・健全化の推進	<p>単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用の推進を図る。</p> <p>あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。</p> <p>全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。</p> <p>また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。</p> <p>さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。 	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁	措置済	<ul style="list-style-type: none"> ・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする ・単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農業連合会等の業務の代理を行うことができるものとする等と内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。 	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。	要 フォ ロー 継続	実際の運用状況について要フォロー
11	理事会の見直し	<p>農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。</p> <p>併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。</p>	平成26年度検討・結論	農林水産省	措置済	<p>理事の過半は認定農業者や農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者でなければならないこと、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。</p>	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
12	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。 なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なもの は次期通常国会 に 関連法案の 提出を目指す。 ただし、 農林中金・ 信連・全共 連は平成26 年度検討開始	農林水産省 金融庁	措置済	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。 農林中金・信連・全共連については、農協改革の法制度の骨格(平成27年2月13日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		
13	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度 検討開始	農林水産省	措置済	改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実施状況の調査を実施すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		
14	他団体とのイコール フットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。	平成26年度 検討・結論	農林水産省	措置済	「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書。平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングの確保に向けた取組をしているところ。 また、平成27年5月1日付けで「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。	—		

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
15	農業協同組合改革の 確実な実施	連合会・単協が農業者の所得向上に向けた活動に全力投球していくとの観点から、農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促す。	平成28年度以降措置	農林水産省	措置済	連合会・単協の事業及び組織の在り方についての連合会・単協の構成員と役員との徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識啓発を図り、連合会・単協自己改革の取組を促進するものとする旨を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が第189回国会において成立・公布(平成27年9月4日)。 農協に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底並びに自己改革の推進を図るため(改正農協法附則51条第1項)、農協関係者や担い手農業者などを対象とした説明会を全国で計95回開催。	左記改正法の施行(平成28年4月1日)。		
16	事業拡大への対応等	更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	農林水産省	未検討	農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直し(平成31年)に際して検討することとなっているため。	農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直し(平成31年)に際して検討。	要 フォ ロー 継続	見直しに向けた検討状況について要フォロー

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
17	転用制度の見直し	植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。	平成26年度 検討・結論、 平成27年度 措置	農林水産省	措置済	<p>・平成26年12月に施行された地域再生法の一部を改正する法律において、植物工場を含む農業の6次産業化に資する施設等の整備について、市町村が作成する計画に都道府県知事が同意すれば、</p> <p>① 一定の要件を満たす場合には農用地区域からの除外が可能(農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の特例)</p> <p>② 第1種農地であっても第2種農地と同様の要件で転用が可能(農地法の特例)としたところである。</p> <p>当該特例措置については、「地域農林漁業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」(平成27年3月11日付け26農振第1934号農村振興局長通知)により地方公共団体に周知した。</p> <p>・農地転用許可制度等における植物工場、農畜産物加工・販売施設などの取扱いについて検討し、農振法施行規則並びに農地法及び農振法関係通知の改正により基準を明確化した。</p>	—	解決	—

4. 投資促進等分野の実施状況等について

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑬店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進									
1	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進①(廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化)	店頭回収されたペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化や都道府県等に対する通知の発出等について検討し、結論を得る。	平成27年度 検討・結論、 結論を得次第速やかに措置	環境省	措置済	平成28年1月8日付けで、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(通知)」を都道府県等に対して発出し、店頭回収されたペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化を図った。 本通知の内容については、平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、周知を図ったところ。	再生利用指定制度の活用につき、今後、引き続き、都道府県会議等を通じて周知徹底を行う予定。	要 フォ ロー 継続	引き続き省庁における周知状況及び地方自治体の運用状況を注視していく。
2	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進②(再生利用指定制度の活用推進)	「再生利用指定制度」の活用に関し、同制度の趣旨、手続の流れ及び指定要件の明確化並びにそれらの周知徹底などについて検討し、結論を得る。	平成27年度 検討・結論、 結論を得次第速やかに措置	環境省	措置済	平成28年1月8日付けで、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(通知)」を都道府県等に対して発出し、店頭回収されたペットボトル等の「再生利用指定制度」の活用に関し、同制度の趣旨、手続の流れ及び指定要件の明確化を図った。 本通知の内容については、平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、周知を図ったところ。	再生利用指定制度の活用につき、今後、引き続き、都道府県会議等を通じて周知徹底を行う予定。	要 フォ ロー 継続	引き続き省庁における周知状況及び地方自治体の運用状況を注視していく。
3	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進③(一般指定の推進)	一般指定制度の活用に関し、都道府県等に対する通知の発出や同制度の周知徹底などについて検討し、結論を得る。	平成27年度 検討・結論、 結論を得次第速やかに措置	環境省	措置済	平成28年1月8日付けで、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(通知)」を都道府県等に対して発出し、店頭回収されたペットボトル等の一般指定制度の活用に関し周知を図った。 本通知の内容については、平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、周知を図ったところ。	再生利用指定制度の活用につき、今後、引き続き、都道府県会議等を通じて周知徹底を行う予定。	要 フォ ロー 継続	引き続き省庁における周知状況及び地方自治体の運用状況を注視していく。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑭理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し									
1	出張理美容に係る規制の見直し①(「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の明確化)	現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第1号及び美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第1号中の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の範囲については、「理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について」(平成28年3月24日生食衛発0324第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)において、以下のとおり明確化し、地方公共団体に周知を行った。 「疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であるとみとめられるもの」		解決	
2	出張理美容に係る規制の見直し②(「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の拡大)	「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第1号及び美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第1号中の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」に該当する者として、新たに、次の要件のいずれにも該当する者を追加した。 ①常時、家族の育児又は介護を行っている。 ②家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難。 ③理容所又は美容所に行くために外出すると、育児又は介護を受けている家族の安全性を確保することが困難となる。 当該取扱い「理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について」(平成28年3月24日生食衛発0324第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)において明確化し、地方公共団体に対して周知を行った。		解決	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
3	出張理美容に係る規制の見直し③(実施主体の拡大)	出張理容・出張美容に関して、誤解が生じないよう実施主体や衛生管理に関する過去の通知について、地方公共団体に対し改めて周知徹底する。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	「理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について」(平成28年3月24日生食衛発0324第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)の中で、実施主体や衛生管理に関する過去の通知について、地方公共団体に対し改めて周知を行った。		解決	
4	理美容業の在り方に係る規制の見直し①(理容及び美容の範囲)	利用者が男性か女性の性別に着目してサービス内容を定めている「理容師法及び美容師法の運用について」(昭和53年12月5日環指第149号)を改め、性別による職務範囲の規制を撤廃する。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	「理容師法及び美容師法の運用について」(平成27年7月17日健発0717第2号厚生労働省健康局長通知)によって「理容師法及び美容師法の運用について」(昭和53年12月5日環指第149号厚生省環境衛生局長通知)を廃止し、性別による職務範囲の規制を撤廃した。		解決	
5	理美容業の在り方に係る規制の見直し②(理容所、美容所の重複開設の容認)	①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後5年後を目途に、①の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。	①平成28年度措置 ②制度改正後5年後を目途に検討開始	厚生労働省	①措置済 ②—	「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年12月9日生食発1209第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)によって、「理容師法の運用に関する件」(昭和23年12月8日衛発第382号厚生省公衆衛生局長通知)を改正し、理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める取扱いとした。 また、併せて、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第166号)により、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)及び美容師法施行令(平成10年1月27日厚生省令第7号)を改正し、理容所及び美容所の開設に係る届出事項として、重複開設に関する事項を追加した。	今回の改正の効果を見極めつつ、平成32年度を目途に、見直しについて検討を行う。	要 フ ォ ー 継 続	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
6	理美容業の在り方に係る規制の見直し③ (両資格の取得の容易化)	理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度 検討開始、 平成28年度 結論・措置	厚生労働省	検討中	①理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための措置及び②理容師・美容師の養成課程における教育内容や国家試験のあり方について検討することを目的として、平成27年11月13日に「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」を立ち上げた。 ①については、両資格の取得がしやすくなるよう、履修免除科目の範囲について検討し、必要な修業期間を短縮、②については、教育内容や国家試験の内容について、実習を重視するとともに、内容を理容・美容業務に特化した内容に重点化する方向で検討を進めているところ。	平成28年8月～9月に検討会の取りまとめを行い、結論に応じて必要な制度改正を行う。	要 フォ ロー 継続	
7	理美容業の在り方に係る規制の見直し④ (国家試験及び養成施設の教育内容)	国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより則した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度 検討開始、 平成28年度 結論・措置	厚生労働省	検討中	①については、両資格の取得がしやすくなるよう、履修免除科目の範囲について検討し、必要な修業期間を短縮、②については、教育内容や国家試験の内容について、実習を重視するとともに、内容を理容・美容業務に特化した内容に重点化する方向で検討を進めているところ。	平成28年8月～9月に検討会の取りまとめを行い、結論に応じて必要な制度改正を行う。	要 フォ ロー 継続	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑬ ロボット利活用の促進									
1	新たな電波利用システムの整備	情報通信審議会において、ロボットの利活用を支えるための新たな電波利用システムの環境整備に向けて検討し、結論を得る。具体的には、小型無人機を含めロボットの利用可能な周波数帯の拡大や出力制限の緩和等について検討を行い、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省	措置済	情報通信審議会において、ロボットの利活用を支えるための新たな電波利用システムの環境整備について検討を実施。小型無人機を含めたロボットにおいて利用可能な周波数の拡大や出力増大について、平成28年3月22日に結論を得て、検討を完了(答申)	情報通信審議会の答申を踏まえ、所要の制度整備に着手。	解決	
2	小型無人機に係る規制制度の整備	①「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」(平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、技術的合理性、将来的な活用・普及等に向けた技術開発、小型無人機を利用する事業等の発展や国際的な小型無人機に関する規制整備の動向を踏まえつつ、関係者との調整を経た上で、実施可能な点から段階的にかつ早急に取組を進める。 ②とりわけ、緊急の対応が求められる小型無人機の運航方法の規制については、速やかに所要の措置を講ずる。 ③その上で、小型無人機の機体や操縦者、小型無人機を利用する業務等については、関係者との十分な調整を図った上で法整備も視野に入れてルールの取りまとめを進める。	①平成27年度以降順次措置 ②今通常国会にも必要な法案の提出を目指す ③平成27年度検討、可能な限り早期に結論	国土交通省	一部措置済	①②第189回国会で航空法の一部を改正する法律が成立し、小型無人機の飛行の禁止空域及び飛行の方法等の基本的なルールが導入された。 ③小型無人機に関し、官民の専門家・関係者が一堂に会し協議を行う場として、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会が設立された。	小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会での議論を通じて、平成28年夏頃を目途に小型無人機の更なる安全確保のための制度設計の方向性を取りまとめる。	要 フォ ロー 継続	平成27年4月6日投資促進等WGで日本UAS産業振興協議会(JUIDA)が要望した「無人機を飛ばす道路」など、法律面を含めたビジネス環境の整備を念頭に、引き続き検討いただきたい。
3	インフラの維持・保守におけるロボットの活用①(公共インフラ)	「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」によるインフラの維持管理及び災害対応等に係る現場検証結果や港湾施設のインフラの維持管理に係る現場実証結果等を踏まえ、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定める。	現場検証等を通じた技術動向を踏まえ、平成27年度検討開始、結論が得られ次第速やかに措置	国土交通省	検討中	インフラ維持管理及び災害対応等に関するロボットの現場検証を実施し、その評価結果を取りまとめた。	平成28年度以降、有用性が期待されるロボットを実際の点検と同等の環境下で利用し、検証・評価を実施する(試行的導入)。	要 フォ ロー 継続	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4	インフラの維持・保守におけるロボットの活用②(産業インフラ)	事業者等が行う現場ニーズに基づく技術開発及びプラント等を活用した実証・評価の成果を踏まえつつ、技術の安全性や保安の確保に必要な検知能力等を有しているかの評価を行い、必要に応じて、ロボット等による点検等に係る措置を検討する。	平成27年度検討開始、平成28年度結論	経済産業省	措置済	平成27年度委託事業において、ロボット等を活用した点検事例が既に多くあることを確認するとともに、特に法令上の支障がないことを確認した。	-	解決	
5	搭乗型移動支援ロボット及び無人トラクターの公道運行	①搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについて、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえつつ、検討を進める。また、②無人トラクター等の無人農機の公道走行に係る取扱いについて、ジュネーブ条約等との整合性を整理した上で、安全性の検証を行いつつ、検討を進める。	①平成27年度中に公道実証実験を全国展開、多様な環境下における実験結果を得次第検討開始 ②平成27年度検討開始	警察庁 国土交通省	措置済	①搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについては、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえ、平成27年7月、構造改革特別区域における規制の特例措置の全国展開を措置した。 ②平成27年10月23日に有識者を交えた「自動走行の制度的課題等に関する調査検討委員会」を設置し、自動走行についての法律上・運用上の課題の整理等を行った。 なお、同調査検討委員会において、農機メーカー2社からヒアリングを行った結果、現在のところ、両社の研究開発において、農機の公道走行は考えていないとの見解が示された。 また、いわゆる完全自動走行システムの実用化に向けて、自動運転と国際条約との整合性に関する国際的な議論にも参画している。	①全国展開後の実証実験の結果を踏まえた上で、検討を進める。 ②農機メーカーの研究動向を踏まえ、必要に応じ課題の検討を進めるとともに、国際的な議論に取り組む。	要 フォ ロー 継続	
6	新医療機器の審査の迅速化	ロボット技術を活用したものを含む新医療機器について、申請から承認までの標準的な総審査期間を、通常審査品目については14か月、優先審査品目については10か月とすることを目指し、着実に審査を迅速化する。	平成27年度以降随時措置	厚生労働省	措置済	ロボット技術等を活用した革新的医療機器の早期実用化を推進するため、(独)医薬品医療機器総合機構の体制整備等により審査の迅速化を図った。 平成26年度は、6割の品目が目標審査期間を達成するよう取り組み、優先審査品目、通常審査品目のいずれもこれを達成した。	目標審査期間を行政側及び申請者側の双方の努力により達成するため、審査の各過程に係る標準的な処理期間を目安に適切な進行管理を行い、引き続き、審査の迅速化に努める。	要 フォ ロー 継続	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
7	介護保険給付対象の迅速な拡大	ロボット技術の急速な進歩に対応する観点から、①介護保険の給付対象に関する要望を随時受け付ける、②「介護保険福祉用具評価検討会」及び「社会保障審議会介護給付費分科会」を必要に応じて随時開催し、新たな種目を早期に追加する、③介護保険の給付対象となった具体的な種目を速やかに周知するなどの措置を講ずる。	①措置済み ②③平成27年度検討・結論、随時措置	厚生労働省	①措置済 ②③未措置	これまで3年に1度の開催であった介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を、平成27年11月に随時開催し、申請のあった種目の追加等に関する検討結果について、12月に社会保障審議会介護給付費分科会において種目の内容追加に関するご意見を頂いた。(頂いたご意見を踏まえ、必要な措置を講じる予定。)	今後も要望の受付状況をふまえ、介護保険・福祉用具評価検討会及び社会保障審議会介護給付費分科会を必要に応じ随時開催していく予定。また、その際に新たな種目の追加となる場合には、種目追加の手続き、周知など必要な措置を講じていく予定。	解決	
8	消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備	消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。	市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置	経済産業省 消費者庁	—	消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故の報告を受け付けてきたところ、民生用ロボットに関する重大製品事故の報告は、平成28年3月31日時点で0件であった。	引き続き、消費生活用製品安全法に基づく報告制度の運用を行い、市場に流通する民生用ロボットの事故情報の収集及び分析に努め、必要な措置を講ずる。	要 フオ ロ一 継続	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑩次世代自動車の普及拡大促進(含「次世代自動車関連規制」)									
1	液化水素スタンド基準の整備②(消防法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得る。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討・結論、結論を得次第措置	総務省	措置済	「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」(事務局:消防庁)における結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成27年6月5日総務省令第56号)を公布・施行し、液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準を整備した。	-	解決	
2	水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省	措置済	本計画の策定時に想定していた使用可能鋼材の拡大については、整備済。	-	解決	
3	水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化	水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	特定設備の技術基準適合手続きを明確化するために、技術基準(安全係数2.4の特定設備に関する基準 KHKS 0224(2014))を平成26年10月2日に発行。これにより、関係者間にて検討した結果、2.4倍で設計、製造するための技術基準適合に関する手続きについて、大臣特認を受けない場合と同等の簡略化が達成されていることを確認した。本結論は、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を経て、了承済み。	-	解決	
4	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(高圧ガス保安法)	公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日当たりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドの技術基準を整備するために、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)等を平成28年2月26日付けで改正を行った。		解決	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
5	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(建築基準法)	小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省	措置済	経済産業省において高圧ガス保安法上の小規模な圧縮水素スタンドに関する技術基準が策定され、当該基準を踏まえ、「小規模な圧縮水素スタンドにおける圧縮水素の製造に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成28年3月8日付国住街第168号)において建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行った。		解決	
6	圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和	圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充てん、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85℃に引き上げるよう検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度を性能確認試験で性能が確認されている65度へ緩和するため、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)等を平成28年2月26日付けで改正した。		解決	
7	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	検討中	HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施しているところ。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。	要フォロー継続	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
8	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」案が、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択され、平成27年6月に同規則が発効。国内導入に当たっては、国交省と連携を取りながら関係法令の整備を進めているところ。	引き続き国交省と連携を取りながら、関係法令の整備作業を進める。	要 フォ ロー 継続	
				国土交通省	未措置	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」案が、平成26年11月11日の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択され、平成27年6月に同規則が発効された。基準の国内導入に当たっては、経済産業省と連携を取りながら関係法令を平成28年夏の公布・施行に向けて整備を進めているところ。		引き続き経済産業省と連携を取りながら平成28年夏の関係法令の公布・施行に向けて作業を進める。	
9	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	平成27年12月10日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会において、燃料電池二輪車の容器関係基準案について審議し、結論を得た。	当該結論を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定。	要 フォ ロー 継続	
				国土交通省	措置済	二輪の燃料電池自動車の安全基準について、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の技術基準について定める道路運送車両の保安基準及び関係法令の改正を行い、平成28年2月に公布・施行した。		—	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
10	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	民間団体にて、燃料電池自動車の衝突や火災事故後の車の安全な処理のために、容器の安全性の確認方法及び容器からのガス抜きの実施しており、これらを踏まえガイドラインの作成を検討中。 なお、現時点で、法令の基準改正を要する課題はない。このため、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を踏まえ、民間団体でのガイドライン制定をもって措置と整理。	民間団体にてガイドラインを策定する予定。	要 フォ ロ 継続	
11	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置	総務省 経済産業省	未措置	天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討するため、学識経験者、消防機関、関係団体、経済産業省等が参画する「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」(事務局:消防庁)において、国内の事故統計、想定される事故シナリオ、試験やシミュレーションによる検証等に基づき検討を行い、平成27年12月に結論を得たため、関係省令の改正に向けた作業を行っているところ。	「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」において得た結論を踏まえ、関係省令の改正等、必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロ 継続	
12	天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大	天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済	今後のスタンドの普及計画を踏まえ、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県として、東京都、愛知県、大阪府、福岡県に対し、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法の見直しについて、平成26年3月に検討を要請した。	引き続き、各府県にて試験の実施方法の見直しの検討を依頼する。	解決	
13	水素スタンドにおけるセルフ充填の許容	一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とする。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	検討中	業界団体にて一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を推進と規制の両面から検討を開始したところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、検討を行う。	要 フォ ロ 継続	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
14	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可①(第一種製造者)	高圧ガス保安法上の第一種製造者が圧縮水素スタンドを市街化調整区域に設置することについては、都市計画法第34条第1号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として、開発許可権者が当該地域における普及状況に応じて許可することが可能である。その明確化のため、燃料電池自動車の販売が開始されたことを踏まえ、同号の店舗等に「第一種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を发出する。	平成27年できるだけ早期に措置	国土交通省	措置済	都市計画法第34条第1号の店舗等に「第一種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言である開発許可制度運用指針を一部改正し、平成27年12月7日付け国都計第123号により各許可権者に通知した。	—	解決	
15	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可②(第二種製造者)	高圧ガス保安法上の第二種製造者が設置する圧縮水素スタンドについて、技術基準の整備状況や今後の整備計画等を踏まえた上で、都市計画法第34条第1号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として「第二種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を发出することを検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	検討中	経済産業省等における第二種製造者が設置する圧縮水素スタンドについての技術基準の整備状況や今後の整備計画等について情報収集を行っているところ。	第二種製造者が設置する圧縮水素スタンドの技術基準の整備状況や今後の整備計画等を踏まえて、技術的助言を发出することを検討し、結論を得次第速やかに措置する予定。	要 フォ ロ 継続	
16	水素スタンドの保安基準の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、必要な措置を講ずる。	平成29年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会を設置し、離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、検討を開始したところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、必要なデータ・規格等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。	要 フォ ロ 継続	
17	パッケージ機器に係るコンテナの取扱いの緩和	水素スタンドに設置するコンテナを利用したパッケージ型の機器について、原則として常時人が立ち入らない平屋のものについては、建築基準法上の「建築物」に当たらないこととする方向で、建築基準法上の取扱いを明確化する技術的助言を发出する。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省	措置済	水素スタンドに設置する圧縮機等を収納する専用コンテナで土地に自立して設置するものうち、①圧縮機等及びそれらの設備を収納するための空間その他の圧縮機等としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、かつ、②稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等における管理を除いて内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないことについて技術的助言を发出した(平成27年7月21日)。	—	解決	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
18	水素スタンド用蓄圧器へのフープラップ式複合圧力容器の使用	一般高圧ガス保安規則を改正し、フープラップ構造の複合圧力容器に係る技術上の基準を整備する。	平成27年度措置	経済産業省	措置済	フープラップ構造の複合圧力容器に係る技術基準を整備するために、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)等を平成28年2月26日付けで改正を行った。	—	解決	
19	温度上昇を防止する装置(散水基準)の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、水素スタンドに設置が義務づけられている散水設備について所要の合理化をする方向で、必要な措置を講ずる。	平成28年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会を設置し、水素スタンドに設置が義務づけられている散水設備の合理化について、検討を開始したところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、必要なデータ・規格等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。	要フォロー継続	業界団体においては平成28年度上期までに技術的な検証の成果を得る予定。
20	ブレクール設備の無人運転の許容	平成26年11月に保安距離を不要とした付属冷凍設備(ブレクール設備)など一定の条件を満たす付属冷凍設備について、無人運転が可能となるよう通知を発出する。	平成27年度措置	経済産業省	措置済	一定の条件を満たす付属冷凍設備(ブレクール設備)について、無人運転を許容するために、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成26年7月14日付け20140625商局第1号)を平成28年2月26日付けで改正を行った。	—	解決	
21	水素製造用改質器に係るばい煙規制の緩和	水素製造用改質器に係る規制について、当該施設の排出ガスの性状やばい煙排出濃度の実態等を調査した上で、適切な規模要件等を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	平成27年度検討、平成28年度上期結論・措置	環境省	検討中	水素製造用改質器の排出ガスの性状やばい煙排出濃度の実態等を調査するにあたり、地方公共団体から提供された、ばい煙発生施設に係る届出情報を基に、当該施設や類似施設の設置実態等の基礎的な情報を収集し、整理しているところ。	排出ガスの性状やばい煙排出濃度の実態等の調査を実施し、その結果を踏まえ、平成28年度上期中に結論を得る。	要フォロー継続	業界団体から実態調査のあり方等について協議したいとの要望が出ていることを踏まえ、緊密に連携して検討を進めていただきたい。
22	圧縮水素運送自動車用容器の固定方法の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、ネックマウント方式を追加する方向で、必要な措置を講ずる。	平成30年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討を開始したところ。	引き続き、業界団体にて技術的な検証を行い、必要なデータ・企画等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。	要フォロー継続	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
23	液化水素ポンプ設置に係る技術基準の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が得られた場合には、一般高圧ガス保安規則を改正し、液化水素ポンプに係る技術上の基準を整備する。	平成29年度までに、必要なデータ等が得られ次第速やかに措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会が設置され、液化水素ポンプ設置に係る技術基準について、検討を開始したところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、必要なデータ・企画等がしまされ次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。	要 フォ ロ 継続	業界団体においては平成29年度上期までに技術的な検証の成果を得る予定。
24	適切な保安検査方法の整備	水素スタンドに設置する高圧ガス設備について、従前及び今後蓄積する水素スタンドの運用実績並びに保安検査基準(高圧ガス保安協会規格KHKS0850-1)も勘案した上で、82MPa圧縮水素スタンドの業界団体等の保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	平成30年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会が設置され保安検査方法について、検討を開始したところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	要 フォ ロ 継続	業界団体においては平成30年度までに技術的な検証の成果を得る予定。
25	検査充填に用いる容器の取扱い見直し	水素スタンドでの検査充填に用いる容器について、他用途に転用されないこと等の条件を満たすものは、自動車燃料装置用容器と同様に扱うことができるよう通知を发出する。	平成27年度措置	経済産業省	措置済	水素スタンドでの検査充填に用いる容器について、他用途に転用されないこと等の条件を満たすものは、自動車燃料装置用容器と同様に扱うために、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成26年7月14日付け20140625商局第1号)を平成28年2月26日付けで改正を行った。	—	解決	
26	蓄圧器の製造に関する検査に係る包括申請の適用範囲の見直し	水素スタンドに設置する複合容器用蓄圧器について、安全性に影響がない仕様変更があったときにも包括申請の対象とすることが可能とすることについて、民間団体等において安全性に影響がない仕様変更の内容について安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が示された場合には、「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)」の見直し等を行う。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、データ等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	未措置	平成27年度具体的内容について確認し、検討を行った。	特定設備検査規則に係る大臣特認に関して蓄圧器の有効長さを変更し、申請時長さに範囲を持たせられるよう高圧ガス保安協会(KHK)の「特定案件事前評価実施要領」の見直しを平成28年度を目処に行う。	要 フォ ロ 継続	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
27	海外規格材料及び同等材の例示基準への追加	水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等にて、水素脆化に対する評価を含む安全性に関する技術的検証により必要なデータ・材料規格等が示された場合には、必要な措置を講ずる。	必要なデータ・材料規格等が示され次第、速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、水素脆化に対する評価を含む安全性に関する技術的検証を行っているところ。	引き続き、業界団体にて技術的な検証を行い、必要なデータ・材料規格等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。	要 フォ ロー 継続	
28	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進①(IEC規格との整合の迅速化)	IEC規格に適合した基準に基づく型式検定の活用を拡大する観点から、IEC規格の改訂に合わせて行う、工場電気設備防爆指針の改正に要する期間の短縮を着実に進める。	平成27年度以降随時措置	厚生労働省	措置済	直近の工場電気設備防爆指針の改正を踏まえ、同指針が最新のIEC規格に適合したものであることを関係団体等に対して周知した。 また、IEC規格の改訂に適合した工場電気設備防爆指針の改正に要する期間の短縮を着実に進めるために、(独)労働安全衛生総合研究所において、平成28年3月31日に、IEC規格への適合のための作業を専門に行う常設の委員会を設置した。	(独)労働安全衛生総合研究所において、IEC規格への適合のための作業を専門に行うために設置した常設の委員会を定期的に開催する予定。	解決	
29	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進②(IEC-Exの枠組みによる型式検定の合理化)	IECにより認定を受けた外国の認定機関(ExCB)によってIEC規格への適合性の確認を受けた防爆機器については、当該認定機関が発行した試験報告書(ExTR)の試験データを活用することにより、型式検定を簡略化できるよう検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度に結論を得次第措置	厚生労働省	検討中	IECにより認定を受けた外国の認定機関(ExCB)によってIEC規格への適合性の確認を受けた防爆機器については、当該認定機関が発行した試験報告書(ExTR)の試験データを活用することにより、型式検定の簡略化を検討するために、(独)労働安全衛生総合研究所において、平成28年3月22日に、検討会を開催した。	(独)労働安全衛生総合研究所において、継続的に検討会を開催する予定。なお、平成28年度中に同検討の結論を得次第、厚生労働省において所要の措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	業界団体から協議の場の設置等の要望が出ていることを踏まえ、緊密に連携して検討を進めていただきたい。
30	外国登録検査・検定機関制度の早期普及	改正労働安全衛生法により創設された外国登録検査・検定機関制度の普及に向けて、国内外に周知徹底するなど所要の措置を講ずる。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	平成27年6月1日の改正労働安全衛生法施行により、外国登録検査・検定機関制度の運用が始まったことから、厚生労働省において、同改正法の施行に併せて、関係団体等に対して、同制度について周知した。また、厚生労働省ホームページにおいて併せて周知した。	厚生労働省では、外国登録検査・検定機関制度に基づき登録された外国機関の公表等の機会を捉え、同制度について、国内外に改めて周知を徹底する予定。	要 フォ ロー 継続	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
①改正個人情報保護法の円滑な施行(含「ビッグデータ・ビジネスの普及」)									
1	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)②	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン(※)で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※)27分野40ガイドライン	平成26年上期措置	個人情報保護委員会	検討中	平成27年9月に個人情報保護法の改正法(※)が成立し、匿名加工情報(特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の概念が新設され、その加工基準等は個人情報保護委員会規則で定めることとされている。これを踏まえ、同委員会事務局において、法案の国会審議における議論や、民間事業者や有識者との意見交換を踏まえつつ、規則・ガイドライン等の内容について検討準備を行っているところ。 ※個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)	個人情報保護委員会において、匿名加工情報の作成に当たっての加工基準等に係る規則・ガイドライン等の内容について引き続き検討準備を行う予定。また、これらを公布した後は、改正個人情報保護法の全面施行(平成27年9月9日から2年以内の範囲で政令で定める日。平成28年3月31日現在未定。)に向けて、規則・ガイドライン等の十分な周知を実施する予定。	要 フォ ロー 継続	個人識別符号や要配慮個人情報の具体的な内容など、規則等の案が提示された時点で規制改革会議としての精査が必要なため、十分な余裕を持って検討案を提示いただきたい。
2	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)③	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年措置	警察庁	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				金融庁	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				総務省	措置済	【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン】 平成25年11月より、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において、プライバシー等への適切な配慮の下で、電気通信事業者が取り扱う位置情報のビジネス利活用を促進するにあたっての課題と方策について検討し、平成26年7月に報告書「位置情報プライバシーレポート」を取りまとめた。	【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン】 左記報告書(及びそれを踏まえた実証実験の成果)及び個人情報保護法改正に基づく個人情報保護委員会による匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備を踏まえ、当該措置の電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等への明確化について検討を行う。	解決	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
					措置済	【上記以外のガイドライン等】 ②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドラインではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				法務省	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				外務省	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				財務省	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				文部科学省	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				厚生労働省	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
				農林水産省	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				経済産業省	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				国土交通省	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				環境省	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	
				防衛省	措置済	②に記載のとおり、改正個人情報保護法において匿名加工情報の概念が新設され、その加工基準は、事業等分野ごとのガイドライン等ではなく、個人情報保護委員会規則・ガイドライン等において定めることとされた。	—	解決	

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
3	改正個人情報保護法の円滑な施行	個人情報保護法の改正法案が成立した場合には、個人情報の適正かつ効果的な活用ひいてはビッグデータ・ビジネスの普及が図られるよう、事業者の意見も聞きながら個人情報保護委員会の規則等を策定し、円滑に同法案を施行する。その際、届出や記録、公表の義務により事業者に過度な負担を課すことのないよう特に留意する。	個人情報保護法の改正法案が成立後、施行までに検討・結論・措置	個人情報保護委員会	検討中	平成27年9月に個人情報保護法の改正法(※)が成立し、個人情報保護委員会事務局において、当該法律の円滑な施行に向け、法案の国会審議における議論や、民間事業者や有識者との意見交換を踏まえつつ、事業者に過度な負担を課すことのないよう規則等の内容について検討準備を行っているところ。 ※個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)	個人情報保護委員会において、規則等の内容について引き続き検討準備を行う予定。 また、これらを公布した後は、改正個人情報保護法の全面施行(平成27年9月9日から2年以内の範囲で政令で定める日。平成28年3月31日現在未定。)に向けて、規則等の十分な周知を実施する予定。	要 フォ ロー 継続	個人識別符号や要配慮個人情報の具体的な内容など、規則等の案が提示された時点で規制改革会議としての精査が必要なため、十分な余裕を持って検討案を提示いただきたい。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑩老朽化マンションの建替え等の促進									
1	老朽化マンションの建替え等の促進	老朽化マンションについて、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正により創設されたマンション敷地売却事業等の活用も含めて、建替え、改修を含めた再生事業の推進に着手に取り組む。特に、老朽化した団地型マンションの建替え等に関し、団地内の合意形成を含めた権利調整や一団地に係る建築規制等について、事業法も含めて制度の在り方を検討し、結論を得る。	平成27年度 検討・結論	国土交通省 法務省	措置済	住宅団地の再生を図るため、共有土地において市街地再開発事業を行う際の組合員数の算定方法の見直しを内容とする「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が平成28年2月に閣議決定され、今通常国会に提出済。	—	要 フォ ロー 継続	法施行状況について注視していく。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑱ 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)									
1	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等③	「規制改革に関する第2次答申」Ⅱ3(2)③アd.及びe.の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。	平成26年度 検討開始	公正取引委員会	措置済	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、有識者ヒアリング・事業者ヒアリングの実施や研究会の開催など所要の検討を行った結果、流通・取引慣行ガイドラインの改正案を作成・公表し、パブリックコメントを開始した。(平成28年3月28日公表)	パブリックコメント期間終了後、できる限り速やかに成案の策定・公表を行う予定。	要 フォ ロー 継続	パブリックコメントの結果および成案の内容について要フォロー
2	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行い、結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正を行う。	平成27年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	公正取引委員会	措置済	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、有識者ヒアリング・事業者ヒアリングの実施や研究会の開催など所要の検討を行った結果、流通・取引慣行ガイドラインの改正案を作成・公表し、パブリックコメントを開始した。(平成28年3月28日公表)	パブリックコメント期間終了後、できる限り速やかに成案の策定・公表を行う予定。	要 フォ ロー 継続	パブリックコメントの結果および成案の内容について注視していく。

5. 地域活性化分野の実施状況等について

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑳ 民泊サービスにおける規制改革(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供)									
1	小規模宿泊業のための規制緩和③(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供)	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年検討開始、平成28年結論	厚生労働省	検討中	厚生労働省及び観光庁を共同事務局とする「『民泊サービス』のあり方に関する検討会」を平成27年11月27日に立ち上げて検討を進め、平成28年3月15日開催の第7回検討会において、中間的な論点整理を行ったところ。 同検討会においては、「早急に取り組むべき課題」と「中期的に検討すべき課題」が分けて議論されている。このうち「早急に取り組むべき課題」への対応として、簡易宿所営業の営業許可基準の緩和等により、旅館業法(昭和23年法律第138号)の営業許可取得を促進することとなった。このため、旅館業法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第98号)によって、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)を改正し、簡易宿所営業の許可要件である客室の延床面積の最低基準(現在は一律33平方メートル)を、宿泊者数に応じた最低基準(宿泊者数が10人未満の場合は、3.3平方メートルに宿泊者数を乗じて得た面積)に緩和することとした(平成28年4月1日施行)。	平成28年6月を目処に最終的な結論を得られるよう、引き続き検討を進め、その検討結果を踏まえ、必要な法整備に取り組む。	要 フォ ロー 継続	検討会の検討状況及びその検討結果を踏まえた法整備の内容について要フォロー。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
②「地方版規制改革会議」の設置									
1	「地方版規制改革会議」の設置	規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。	-	内閣府 (規制改革推進室)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年12月14日、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革会議議長名で発出。あわせて、「地方版規制改革会議」設置の意向等を伺うアンケートを実施。 ・同日及び12月15日、地方六団体、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会及び全国商工会連合会に対し、会議設置に向けた力添えを要請する文書を発出。 ・平成27年12月15日から平成28年1月にかけて、規制改革会議議長及び事務局で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所及び日本経済団体連合会を往訪・要請。 ・平成28年1月13日、規制改革会議ホームページに、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性についての説明資料や、答申・閣議決定の関係部分の抜粋、要請文書等を掲載。 ・平成28年1月14日、まち・ひと・しごと創生本部が主催する「地方創生に関する都道府県・指定都市説明会」において、各自治体の事務方に対し、規制改革会議事務局から会議設置の検討を要請。 ・「地方版規制改革会議」の設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートへの回答で、「地方版規制改革会議」設置について検討の意向を示した自治体に対し、検討状況の確認を行いつつ、引き続き働きかけを進める。 ・「地方版規制改革会議」が設置された地方自治体に対し、求めに応じて必要な支援を行う。 ・地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組について、規制改革会議ホームページ上に各自治体ホームページへのリンクを貼って全国に発信することにより、取組の拡大を図る。 ・地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置予定は以下のとおり。 (茨城県)平成28年4月1日、茨城県行財政改革推進懇談会に「規制改革部会」を設置 (徳島県)平成28年4月、「徳島版・規制改革会議」を設置 (奈良県葛城市)平成28年5月、「葛城市規制改革会議」を設置 	要 フ ォ ー ロ ー 継 続	地方自治体における「地方版規制改革会議」設置に向けた検討及び取組の状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
②風営法規制の見直し									
1	ダンスに係る風営法規制の見直し(営業時間に関する規制等の見直し)	飲食を伴いダンスをさせる営業(風営法第2条第1項第3号に掲げる営業)について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。	平成26年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	警察庁	措置済	有識者会議において、ダンスに係る風営法規制の見直しについて検討が行われ、「ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書」が取りまとめられた。これを受けて、飲食を伴いダンスをさせる営業について、その規制を見直すことが妥当であるとの結論が得られたことから、上記規制の見直し等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出した。 平成27年6月24日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号。)が公布されたほか、関係下位法令において、照度の測定方法等が定められ、平成27年11月13日に公布されている。	左記の改正法及び下位法令は、平成28年6月23日から施行される予定。	解決	閣議決定どおり対応が行われている。 平成28年6月施行以降の運用状況について、必要に応じてフォロー。

(2)その他のフォローアップ事項

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】

1. エネルギー・環境分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消

・電力システム改革

2	電力システム改革	電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。	(1)平成27年を目途に設立 (2)平成28年を目途に実施 (3)平成30～32年までを目途に実施	経済産業省	一部措置済	改革の3本の柱のうち、(1)については、電力広域的運営推進機関の設立や業務内容等を定めた「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立し、平成27年4月1日の同法律の施行に伴い、電力広域的運営推進機関を設立した。 また、(2)については、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立した。 さらに、(3)については、平成27年3月に法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号)が平成27年6月に成立した。平成27年9月1日の同法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すための、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会を設立した。 なお、制度の詳細については、経済産業省に設置した電力取引監視等委員会および総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力基本政策小委員会等にて検討を進めている。	改革の3本柱のうち、(2)については、平成28年4月1日の「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)の施行に伴い、電気の小売業への参入の全面自由化が実施される予定。 また、(3)に関する電力システム改革の詳細な制度設計については、引き続き、電力取引監視等委員会および電力基本政策小委員会等において制度の詳細の検討を進めている。
---	----------	---	---	-------	-------	---	--

・地熱発電

6	バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し	出力が300kW未満等のバイナリー発電設備であり、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水であり、輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気を利用するものについて、または、媒体が不活性ガス、炭酸化水素ガス又はアンモニア水であり、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについて、既存の該当事例(例えば、九州における小型蒸気発電や類似の機械である吸収式冷凍機等)における実績等、今後、事業者等が保有するデータなど必要なデータ等を収集し、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化につき検討する。また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られれば規制の見直しを検討する。	バイナリー発電設備については平成25年度検討・結論。結論を得次第措置。小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、必要なデータ等が得られ次第検討開始	経済産業省	措置済	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、バイナリー発電設備について、媒体が不活性ガスのものについては、「大気圧において100℃以下の水若しくは蒸気を用いたものであること」の要件を外すが、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水である場合については、シミュレーションを行った結果、周辺住民が強い異臭を感じる、ガス検知器の警報が鳴る等の事象が引き起こされるレベルの媒体の漏洩の可能性があることが確認されたことから、現状維持とすることが妥当との結論を得た。こうした結論を踏まえ、「大気圧において100℃以下の水若しくは蒸気を用いたものであること」の要件を外す告示改正を実施(平成26年5月20日)。	小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、平成26年度に調査を実施したが、①バイナリー発電設備に比べて地熱流体に含まれる不純物によるスケール析出、腐食等のリスクが高いとの専門家の評価であり、また、②出力300kW未満の発電設備は国内で1事例のみ(出力2,000kW以下の発電設備としても計4事例にすぎない)であり、リスク評価を行うための十分な基礎データ等が得られなかった。このため、現時点では規制見直しは時期尚早であると判断している。 今後、ボイラー・タービン主任技術者の管理の下、運転実績を積み上げ、リスク評価に資するだけの必要なデータ等が得られた段階で必要な検討を行う。
---	--	--	---	-------	-----	--	--

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
・環境アセスメント							
26	地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略	地熱発電所設置に係る硫化水素の環境影響評価の簡素化・迅速化のため、拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術の確立に向けた検討を開始する。	平成25年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	「平成25年度地熱発電技術研究開発事業」において、硫化水素拡散予測シミュレーション技術の開発に関する事業を2事業採択し、平成25年7月より研究開発を実施した。平成27年度末に研究開発を終了し、拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術を確立した。	-
・エネルギー供給・流通構造のレジリエンス							
40	常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和	常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合における大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、関係法令における規制等との関係も整理した上で、本措置の妥当性について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	環境省	措置済	都道府県及び大気汚染防止法政令市の大気保全担当部局に対し、「非常時における常用発電機の排出規制の考え方について(平成27年6月25日環水大大発第1506251号)」を發出し、非常時の発電機使用による大気環境への影響等の評価結果及び非常時に常用発電機をやむを得ず使用する場合の取扱いについて周知を行った。 http://www.env.go.jp/hourei/add/d037.pdf	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
②次世代自動車の世界最速普及							
44							
46							
49							
53							
57							
58							
66							
69							
44、46～49、53、57～58、66～69の項目は、⑩「次世代自動車の普及拡大促進(含「次世代自動車関連規制」)」(37頁～40頁)に記載							

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
③低炭素社会・循環型社会の実現							
・排出係数							
70	グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し	電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、電気事業者において検討される具体的な料金メニューの内容や固定価格買取制度における排出係数調整の考え方等も踏まえつつ、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数を算定・報告することや、需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告することについて検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論	経済産業省 環境省	未措置	平成27年2月13日に「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の第10回会合、3月19日に第11回会合を開催し、料金メニューに応じたCO2排出係数の作成・公表にかかる具体的方法等について検討を行い、当該係数による報告を認める方針を確定。 また、同検討会において、平成28年度の係数報告からの適用に向け、通達内容の検討及び改正手続を行うことについても了承された。 ※検討会実施内容は以下URLのとおり。 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/kento http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment.html#meti0004568	平成28年度早期に、料金メニューに応じたCO2排出係数の公表を希望する場合の算出及び公表に関する通達内容の検討及び改正手続を行う予定。
・冷媒							
71	冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備	現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、技術的事項について検討し、検討を踏まえ利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省	未措置	HFC-32等の微燃性ガスについて、高圧ガス保安法冷凍保安規則(昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十一号)において不活性に位置づけることとし、高圧ガスの製造のための施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準等に必要な措置を講ずることとした。	平成27年度に得られた結論を基に、必要な省令等の改正手続を行う予定。
・リサイクル							
73	プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方	容器包装リサイクル法を所管する府省において、入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討する。その際、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法における環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価といった観点での検討が重要である。	平成25年度検討開始、平成26年度結論を得次第措置	経済産業省 環境省	一部措置済	有識者、関係事業者等で構成する産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合を平成25年9月から平成28年3月に渡り17回開催し、プラスチック製容器包装リサイクルの再商品化の在り方も含めた、改正容器包装リサイクル法附則に基づく容器包装リサイクル制度全体の施行状況の点検を行った。第17回合同会合の報告書案において、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方については、材料リサイクル手法及びケミカル手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、現在の多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続し、ポテンシャルを伸ばし、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境を整備することが必要とされ、手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上、消費者・市町村によるペール品質向上や収集量の拡大、再商品化事業者の生産性の向上を図るため、分別収集実施市町村の拡大方策の検討、入札制度の見直しの検討(総合的評価制度、一般枠の入札参加者の拡大方策の検討等を通じた競争促進)、再生樹脂の規格化・標準化の検討を行うべきであるとされ、考えられる施策の例が示された。	第17回合同会合で示された報告書(案)について、平成28年4月4日から5月6日にかけてパブリックコメントを実施し、その後、パブリックコメント結果の集計作業を行い、5月中を目途に報告書を取りまとめる予定。入札制度の基本的方向については、例えば審議会のサブグループなど経済産業省及び環境省が連携した検討の場で、より優良な事業者の稼働率をより高める等の入札競争上の措置などを早急に具体化し、その運用については、指定法人において検討、公表されるべきとしている。

2. 保育分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
保育分野							
2	保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大	「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)発出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成26年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成27年4月現在の状況を調査し、公表した。 ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市	平成28年度も同様に調査を実施する予定
3	利用者のニーズに応えた保育拡充	5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。	平成25年度に措置し、平成29年度まで措置を行う。	厚生労働省	措置済	○平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。 ○平成25年度補正予算及び26年度予算において「待機児童解消加速化プラン」に必要な経費を一体的に確保。 ○同プラン推進のため、平成27年度予算案で「保育対策総合支援事業費補助金」及び「子どものための教育・保育給付費補助金」により、必要な経費を確保。 ○平成28年度予算で「保育対策総合支援事業費補助金」及び「子どものための教育・保育給付費補助金」により、必要な経費を確保。	引き続き待機児童解消加速化プランを推進
4		保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。	平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年10月現在の状況を調査し、公表した。 平成26年12月現在の状況を調査し、公表した。 ○調査対象(平成26年度):都道府県、指定都市、中核市待機児童数が50人以上の市区町村(指定都市、中核市を除く。)(87自治体)	平成27年度12月現在の状況を公表予定 平成28年度も同様に調査を実施する予定

3. 健康・医療分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備							
12	いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置(加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	措置済	安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、企業等の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行う機能性表示食品制度を、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号。)において規定し、平成27年4月1日より施行した。	制度の運用を適切に行っていくとともに、平成28年1月22日から開催している「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」において、積み残しの課題について検討しており、平成28年秋を目途に報告書を取りまとめる予定。
17	栄養機能食品の対象拡大	栄養表示基準や食事摂取基準との整合を図るとともに、海外の事例も参考に、栄養機能を表示できる対象成分を拡大する。	平成25年度検討、26年度結論・措置	消費者庁	措置済	栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに「n-3系脂肪酸」、「ビタミンK」及び「カリウム」を食品表示基準(平成27年内閣府令第10号平成27年3月20日公布)に規定し、平成27年4月1日より施行した。	-

4. 雇用分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
・雇用分野							
2	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会で検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。	平成25年上期調査開始、平成25年秋検討開始、1年を目途に結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	○平成25年9月27日から労働政策審議会労働条件分科会で検討を開始。 ○平成27年2月13日に建議(「労働時間法制等の在り方について」)をとりまとめた。 ○平成27年4月3日に「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回国会に提出し、現在、継続審議となっている。	法案が成立した場合、施行に向けて、下位法令の検討を労働政策審議会労働条件分科会で行う予定。

5. 創業等分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
・創業等分野							
①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出							
9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	検討中	総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第86号)に係る関係政府令等を整備した(平成26年3月11日及び同年9月1日に施行)。	引き続き、総合的な取引所の実現に向けて積極的に取り組む。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備							
18 、 19	18～19の項目は、⑪「改正個人情報保護法の円滑な施行(含「ビッグデータ・ビジネスの普及」)」(45頁～47頁)に記載						
22	市外局番(OAB-J番号)取得に係る品質要件の見直し	IP電話サービス分野におけるイノベーションや競争を通じた新ビジネスの創出を促進する観点から、OAB-J番号取得の品質要件の見直しにつき、安定品質要件の可否を含め検討を行い、結論を得る。	平成25年検討開始、26年結論、その後措置を得る。	総務省	措置済	平成25年12月25日より「OAB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会」を開催し、OAB-J IP電話の品質要件の見直しの方針について結論を得た(平成26年12月16日に報道発表済み。)ことを踏まえ、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第97号)及び平成27年総務省告示第408号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件)を制定した(平成27年11月27日施行)。	—